

ごみ有料化及び戸別収集に関するアンケート調査票

▶ アンケート調査について

日頃より市政全般にわたりご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、本市では、更なるごみ減量化に向けて、令和4年4月から「ごみ有料化」を実施し、将来にわたる安定的なごみ処理の継続に努めています。また、令和5年度からの「茅ヶ崎市総合計画前期実施計画」の中では『戸別収集導入検討に関する事業』を実施計画事業として位置付け、改めての検討をスタートしたところです。

このたび、実施から約1年が経過した「ごみ有料化」の検証と今後の同事業の参考にするとともに、「戸別収集」に対するニーズなどを把握するため、それぞれの事業に関するアンケート調査を実施する運びとなりました。つきましては、ご多忙のこととは存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、回答にご協力くださるようお願い申し上げます。

令和5年5月16日 茅ヶ崎市長 佐藤 光

▶ 調査対象について

このアンケート調査は、18歳以上の市民を対象に住民基本台帳から3,000人を、また、法人市民税課税台帳に登録されている従業員10人以下の店舗等から1,000ヶ所を無作為に抽出して実施しています。回答は無記名で行い、結果は統計的に処理いたしますので、この調査により個人や事業者が特定されることはありません。また、目的以外には使用いたしません。

▶ 回答にあたってのお願い

▷ 【封筒の宛名が個人名】 = 市民向けのアンケート調査

→ 封筒の宛名の本人に限らず、ご家族ならどなたでもご回答いただけます。

▷ 【封筒の宛名が法人名】 = 事業者向けのアンケート調査

→ 送付された店舗等の責任者がご回答ください。

▷ いずれのアンケート調査も郵送及びインターネットで回答することができます。

郵送で回答する場合

→ この調査票に回答を直接ご記入ください。

→ 同封の返信用封筒に調査票（P3～8のみ）を入れ、5月31日(水)までにポストにご投函ください。

インターネットで回答する場合

→ 次のURL、または、QRコードから回答フォームにアクセスのうえご回答ください。

URL: https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142077-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=51047

（6月1日(木)以降はアクセスできません。）



▷ 回答に要する時間は15分程度です。不明な点がございましたら、次の「問い合わせ先」までご連絡ください。

▶ 問い合わせ先

茅ヶ崎市環境部資源循環課資源循環担当

電話 0467-82-1111 [代表] (内線 1221/1222/1223) 0467-81-7178 [直通]

FAX 0467-57-8388

E-mail shigen@city.chigasaki.kanagawa.jp

(表1)

あ	1	赤松町	せ	37	芹沢	は	69	萩園	ま	103	松浪1丁目		
	2	赤羽根		38	高田		70	浜之郷		104	松浪2丁目		
	3	甘沼		39	高田1丁目		71	浜竹1丁目		105	松が丘1丁目		
	4	旭が丘		40	高田2丁目		72	浜竹2丁目		106	松が丘2丁目		
い	5	今宿	た	41	高田3丁目	ひ	73	浜竹3丁目	み	107	松風台		
	え	6		円蔵	42		高田4丁目	74		浜竹4丁目	108	松尾	
か		7	円蔵1丁目	ち	43	高田5丁目	ひ	75	浜須賀	む	109	みずき1丁目	
	8	円蔵2丁目	44		代官町	76		浜見平	110		みずき2丁目		
	9	香川	45		茅ヶ崎	77		東海岸北1丁目	111		みずき3丁目		
	10	香川1丁目	46		茅ヶ崎1丁目	78		東海岸北2丁目	112		みずき4丁目		
	11	香川2丁目	47		茅ヶ崎2丁目	79		東海岸北3丁目	113		美住町		
	12	香川3丁目	48		茅ヶ崎3丁目	80		東海岸北4丁目	114		緑が浜		
	13	香川4丁目	つ		49	鶴が台		81	東海岸北5丁目		115	室田	
	14	香川5丁目			50	堤		82	東海岸南1丁目		116	室田1丁目	
こ	15	香川6丁目	な	51	出口町	ひ	83	東海岸南2丁目	も	117	室田2丁目		
	16	香川7丁目		52	共恵1丁目		84	東海岸南3丁目		118	室田3丁目		
	17	小和田		53	共恵2丁目		85	東海岸南4丁目		119	元町		
	18	小和田1丁目		54	常盤町		86	東海岸南5丁目		や	120	柳島	
	19	小和田2丁目		55	南湖1丁目		87	東海岸南6丁目			121	柳島1丁目	
さ	20	小和田3丁目	に	56	南湖2丁目	ふ	88	菱沼	わ	122	柳島2丁目		
	21	小桜町		57	南湖3丁目		89	菱沼1丁目		123	柳島海岸		
	22	幸町		58	南湖4丁目		90	菱沼2丁目		124	矢畑		
	し	23		新栄町	59		南湖5丁目	91		菱沼3丁目	わ	125	若松町
		24		十間坂1丁目	60		南湖6丁目	92		菱沼海岸			
	25	十間坂2丁目		61	南湖7丁目		93	ひばりが丘		へ	94	富士見町	
	26	十間坂3丁目		62	中海岸1丁目		95	平太夫新田					
	27	松林1丁目		63	中海岸2丁目		ほ	96		平和町	97	本宿町	
	28	松林2丁目		64	中海岸3丁目			98		本村1丁目			
	29	松林3丁目		65	中海岸4丁目		ほ	99		本村2丁目	100	本村3丁目	
30	下町屋	66	中島	101	本村4丁目								
31	下町屋1丁目	67	行谷	ほ	102	本村5丁目	103	松浪1丁目					
32	下町屋2丁目	68	西久保						104	松浪2丁目			
33	下町屋3丁目	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に		
34	白浜町												
35	下寺尾												
36	汐見台												

ご回答者のことについてお伺いします（共通）

問 1 ご回答者についてお答えください。次の中から1つだけ選んで○をしてください。

市民の方へ

※問 1 が終わりましたら、問 5 以降（P5～）の質問にお答えください。

(1) 年齢	1. 10 歳代 2. 20 歳代 3. 30 歳代 4. 40 歳代 5. 50 歳代 6. 60 歳代 7. 70 歳代 8. 80 歳以上
(2) 同居人数	回答者ご本人含めて（ ）人
(3) 町丁・字名	（ ）※お住まいの町丁・字名は、P2 の表 1 を参照のうえ、番号をご記入ください。
(4) 住居形態	1. 戸建住宅 2. 8 戸未満の集合住宅（マンション・アパートなど） 3. 8 戸以上の集合住宅（マンション・アパートなど） 4. 店舗等併用住宅 5. その他（ ）
(5) 居住年数	1. 1 年未満 2. 1～10 年 3. 11～20 年 4. 21～30 年 5. 31 年以上

事業者の方へ

※問 1 が終わりましたら、問 2 以降（P4～）の質問にお答えください。

(1) 業種	1. 農林水産業 2. 建設業 3. 製造業 4. 電気・ガス・熱供給・水道業 5. 情報通信業 6. 運輸業 7. 卸売・小売業 8. 金融・保険業 9. 不動産業 10. 飲食店・宿泊業 11. 医療・福祉 12. 教育・学習支援業 13. サービス業 14. その他（ ） ※兼業の場合、売上の割合が高いものを選んでください。
(2) 従業員規模	1. 1～3 人 2. 4～6 人 3. 7～9 人 4. 10 人以上
(3) 町丁・字名	（ ）※貴店舗等が位置する町丁・字名は、P2 の表 1 を参照のうえ、番号をご記入ください。
(4) 建物形態	1. 所有物件（店舗等独立） 2. 所有物件（自宅と兼用） 3. 賃貸・テナント 4. その他（ ）
(5) 事業年数	1. 1 年未満 2. 1～10 年 3. 11～20 年 4. 21～30 年 5. 31 年以上

「事業系ごみ」に関する説明

▶ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条

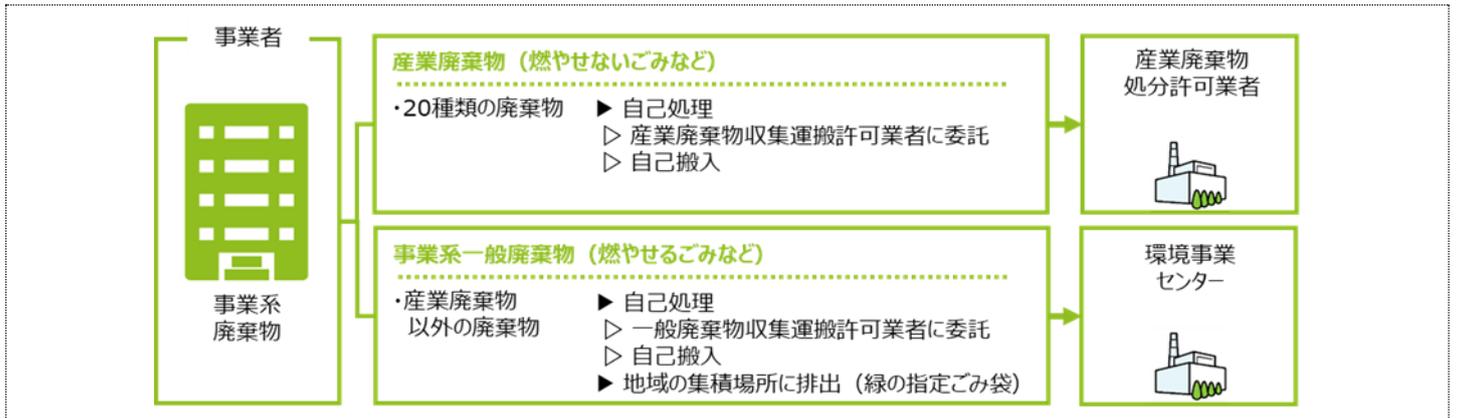
上記法律では、事業者*¹に対して、主に次のとおり規定されています。

- ① 事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ② 事業活動に伴って生じた廃棄物は、再生利用等を行うことにより減量に努めなければならない。

* 1・・・規模の大小や営利目的を問わず、公共公益事業等も含めたあらゆる事業活動を営む者

▶ 事業系ごみの種類と適正処理の流れ

(図1：事業系ごみの種類と適正処理の流れ)



▶ 産業廃棄物とは

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められているもの（20分類）であり、主に次の図2に示す廃棄物です。

(図2：産業廃棄物のイメージ)



「事業系ごみ」の処理方法についてお伺いします【事業者向け】

問2 貴店舗等では、事業系一般廃棄物（家庭ごみの分類でいう「燃やせるごみ」）をどのように処理していますか。次の中からあてはまるものに○をしてください。（複数回答可）

- | | | |
|-------------------------|---|--|
| 1. 一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託している | } | 1.もしくは2.と回答された事業者への質問は以上です。ご協力ありがとうございました。 |
| 2. 茅ヶ崎市のごみ処理施設へ直接搬入している | | |
| 3. 地域の集積場に出している | | → 3.を選んだ事業者は問3以降へ |

問 3 法律では事業者のごみ処理責任が謳われているため、茅ヶ崎市では、事業者が地域の集積場所を使用する場合には、ごみの排出量制限を設けています。また、そのような場合には、自治会などから利用承諾を得ることも必要となります。これらのことをご存じですか。次の中からあてはまるものに○をしてください。

1. 知っている 2. 知らなかった

問 4 図 1 のとおり産業廃棄物は市で処理することはできません。家庭ごみの分類でいう「燃やせないごみ」・「プラスチック製容器包装類」・「びん」・「かん」・「ペットボトル」・「廃食用油」・「金属類」は産業廃棄物となることをご存じですか。次の中からあてはまるものに○をしてください。

1. 知っている 2. 知らなかった

「ごみ有料化」についてお伺いします【市民向け・事業者向け】

問 5 更なるごみ減量化を進めるために、令和 4 年 4 月からごみ有料化を実施していますが、実施前と比べて、ごみ減量化に対する意識は変わりましたか。次の中から 1 つだけ選んで○をしてください。

1. ごみが有料化になって、以前より関心を持つようになった 2. ごみが有料化になる以前から関心を持っている
3. ある程度関心を持っている 4. あまり関心を持っていない 5. 全く関心を持っていない
6. その他 ()

問 6 令和 4 年 4 月からごみ有料化を実施していますが、実施前と比べて、出すごみの量はどのように変わりましたか。次の中から 1 つだけ選んで○をしてください。

1. 減った → 1.と回答された方は問 7 以降へ
2. 増えた 3. 変わらない 4. わからない → 2.~4.と回答された方は問 8 以降へ

※茅ヶ崎市のごみ排出量の推移は、次の URL をご参考になしてください。

URL: <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/1042977/1048232.html>



問 7 問 6 で 1.を選んだ方のみ、ご家庭、または、貴店舗等での取り組みをお聞かせください。次の中からあてはまるものに○をしてください。（複数回答可）

1. 分別を徹底するようになった 2. 生ごみ処理機を使うようになった
3. 買い物や料理などの時に食品ロスを気にするようになった
4. その他 ()
5. 特に何もしていない

問 8 あなたのご家庭、または、貴店舗等では、ごみをどのように出していますか。主に使っている指定ごみ袋のサイズに○をしてください。また、1 回に使用する枚数と 1 ヶ月に使用する枚数を () 内にご記入ください。

	指定ごみ袋のサイズ	1 回に使用する枚数	1 ヶ月に使用する枚数
燃やせるごみ (週 2 回)	5 ・ 10 ・ 20 ・ 40	約 () 枚	約 () 枚
燃やせないごみ (隔週水曜日)	5 ・ 10 ・ 20 ・ 40	約 () 枚	約 () 枚
事業系一般廃棄物 (週 2 回)	20 ・ 40	約 () 枚	約 () 枚

▶ 戸別収集のメリットとデメリット

(表 2 : 戸別収集のメリットとデメリット)

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ集積場所の管理等の負担の軽減、自宅（店舗等）の目の前に集積場所があることに対するストレスの軽減 ● 排出者責任の明確化 <ul style="list-style-type: none"> → 不適正排出の減少 → ごみの減量化 ● 高齢者等のごみ出し負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの収集効率の低下 ● <u>ごみの収集運搬費用の増大</u>^{*4} ● <u>プライバシー</u>^{*5}・<u>防犯面</u>^{*6}の問題 ● <u>鳥獣対策に伴う費用負担</u>^{*7} ● ご近所付き合いの希薄化

* 4…全市域で「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の両方を対象として戸別収集を実施した場合、年間約 5 億円の費用が必要です。なお、「燃やせるごみ」のみを対象とした場合は年間約 3.9 億円の費用が必要です。茅ヶ崎市のごみ処理経費については、次の URL をご参考にしてください。

URL:

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/gomigenryo/1052431.html>



* 5…敷地内にごみを出すことになるため、各家庭や店舗等で、どのようなごみを出しているかが第三者に知られてしまう可能性があること

* 6…各家庭や店舗等でごみ出しの状況（ポリバケツ等の残置など）からその方のライフスタイル（在宅の有無など）が第三者に知られてしまう可能性があること

* 7…各家庭や各店舗等でポリバケツ等を購入するなど鳥獣対策を講じる必要があること

▶ 戸別収集実施にあたり協力していただくこと

- 道路に面した敷地内の収集しやすい場所にごみを出すことになります。
- ポリバケツを用意することなど各自の責任のもとで鳥獣対策することになります。
- 集合住宅を除き、開発行為などで設置されたごみ集積場所が不要となる可能性があります。
- 店舗等が戸別収集の対象となった場合、一定の手続き^{*8}が必要となる可能性があります。
- 店舗等と自宅が同一敷地内にある場合、家庭ごみと事業系一般廃棄物を別々の指定袋に入れて出す必要があります。

* 8…排出量などの条件を満たしたうえで、収集を依頼する旨を申し出ていただくこと

「戸別収集」についてお伺いします【市民向け・事業者向け】

問 11 戸別収集について、あなたのお考えをお聞かせください。次の中から 1 つだけ選んで○をしてください。

1. 実施して欲しい → 1.と回答された方は問 12・14・15 へ
2. 現在のステーション収集方式のままでよい → 2.と回答された方は問 13 へ
3. どちらでも良い → 3.と回答された方への質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

問 12 問 11 で 1.を選んだ方のみ、理由をお聞かせください。次の中からあてはまるものに○をしてください。

(複数回答可)

1. ごみ集積場所のお掃除当番などの負担が軽くなるから
2. ごみの分け方や出し方を注意するようになるから
3. ごみ出しが楽になるから
4. その他 ()

問 13 問 11 で 2.を選んだ方のみ、理由をお聞かせください。次の中からあてはまるものに○をしてください。
(複数回答可)

1. 敷地内にごみを出すスペースがないから
2. ポリバケツを用意するなど自ら鳥獣対策をする必要があるから
3. プライバシーが気になるから
4. 防犯面で心配だから
5. ご近所付き合いが薄れるから
6. まちの景観を損なうから
7. 多額の費用をかける必要はないから
8. その他 ()

問 14 問 11 で 1.を選んだ方のみ、進め方についてのあなたのお考えをお聞かせください。次の中から 1 つだけ選んで○をしてください。

1. 全市域一斉に実施すべき
2. 全市域実施に向けて段階的に実施範囲を拡大すべき
3. 実施範囲を限定して実施すべき
4. わからない
5. その他 ()

市民の方へ

※次の問 15・16 は、「市民の方」のみお答えください。

問 15 問 11 で 1.を選んだ方のみ、次の品目のうちどの品目を実施すべきとお考えですか。実施した際に追加となる費用（P7の*4）を踏まえ、次の中から 1 つだけ選んで○をしてください。

1. 「燃やせるごみ」のみ
2. 「燃やせないごみ」のみ
3. 「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」
4. その他

問 16 問 15 で 4.を選んだ方のみ、品目についてのあなたのお考えをお聞かせください。（自由記述）

質問は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。記入漏れなどないかお確かめのうえ、令和 5 年 5 月 31 日(水)までにご回答くださるようお願いいたします。

